

株式会社みずほ銀行の Mizuho 削減貢献量インパクトファイナンスフレームワーク に対する第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社みずほ銀行が策定した「Mizuho 削減貢献量インパクトファイナンスフレームワーク」に対する第三者意見書を提出しました。

<要約>

株式会社みずほ銀行は、企業の削減貢献量に係る取り組みの拡大を後押し、削減貢献量に係る開示のさらなる普及に貢献することを目的に、「Mizuho 削減貢献量インパクトファイナンス」（本商品）を開発し、本商品に係るフレームワーク（本フレームワーク）を作成した。

カーボンニュートラル実現に向けて、企業には社会全体の排出削減に貢献しうる製品・サービスの供給が求められており、その促進のためには企業が自らの取り組みを開示し、金融機関等がその開示情報を評価に活用、そして必要な資金が当該企業や取り組みに供給される仕組みの構築が不可欠とされている。みずほ銀行は、本商品を通じた企業の取り組みの支援によって、企業の削減貢献量に係る開示の取り組みの拡大というポジティブインパクトを創出することを企図している。

JCR は本フレームワークについて、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項との適合性評価を行った。その結果、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、環境においてポジティブなインパクトを生み出す設計となっていることを確認した。また、インパクトの評価及びモニタリングを適切に行う設計がとられ、インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示についても適切に予定されている。さらに、みずほ銀行にとって適切なリスク・リターンの確保が想定されている。

以上より、JCR は本フレームワークが「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社みずほ銀行
「Mizuho 削減貢献量インパクトファイナンスフレームワーク」

2025 年 10 月 31 日
株式会社 日本格付研究所

目次

＜要約＞	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要	- 4 -
1-1. 会社概要	- 4 -
1-2. 〈みずほ〉のサステナビリティ戦略	- 4 -
2. 削減貢献量に係る国内外の動向	- 6 -
3. 本フレームワークの概要	- 6 -
3-1. 本フレームワーク策定の目的	- 6 -
3-2. 本商品の概要	- 7 -
3-3. 評価手法の概要	- 7 -
3-4. 評価体制及び手順	- 8 -
II. 適合性評価	- 10 -
III. 結論	- 13 -

＜要約＞

株式会社みずほ銀行は、企業の削減貢献量に係る取り組みの拡大を後押し、削減貢献量に係る開示のさらなる普及に貢献することを目的に、「Mizuho 削減貢献量インパクトファイナンス」(本商品)を開発し、本商品に係るフレームワーク(本フレームワーク)を作成した。

カーボンニュートラル実現に向けて、企業には社会全体の排出削減に貢献しうる製品・サービスの供給が求められており、その促進のためには企業が自らの取り組みを開示し、金融機関等がその開示情報を評価に活用、そして必要な資金が当該企業や取り組みに供給される仕組みの構築が不可欠とされている。みずほ銀行は、本商品を通じた企業の取り組みの支援によって、企業の削減貢献量に係る開示の取り組みの拡大というポジティブインパクトを創出することを企図している。

JCR は本フレームワークについて、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」¹で示された事項との適合性評価を行った。その結果、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、環境においてポジティブなインパクトを生み出す設計となっていることを確認した。また、インパクトの評価及びモニタリングを適切に行う設計がとられ、インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示についても適切に予定されている。さらに、みずほ銀行にとって適切なリスク・リターンの確保が想定されている。

以上より、JCR は本フレームワークが「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

¹ 環境省 インパクトファイナンスの基本的考え方
<https://www.env.go.jp/content/900515884.pdf>

I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

1-1. 会社概要

みずほグループ（以下、〈みずほ〉）は、傘下にみずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社等を擁する株式会社みずほフィナンシャルグループを最終親会社とする大手総合金融グループで、2025年3月期におけるグループ連結総資産は283兆円と国内金融機関の中で屈指の規模を誇る。みずほ銀行は〈みずほ〉における銀行子会社であり、国内最大級の顧客基盤、国内外の拠点ネットワークを有する日本のリーディングバンクの一つである。

1-2. 〈みずほ〉のサステナビリティ戦略

〈みずほ〉は、2023年4月にスタートした3ヵ年の中期経営計画において、将来のありたき世界として「個人の幸福な生活」とそれを支える「サステナブルな社会・経済」の実現を掲げ、サステナビリティの実現に向けた取り組みを強化している。サステナビリティを経営戦略と一体的に捉え、ポジティブなインパクトの拡大とネガティブなインパクトの低減の両面から取り組み、SDGs達成に貢献していくことをめざしている。

〈みずほ〉は、長期的な視点に立ち、「マテリアリティ」に取り組むことで、環境の保全及び内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献し、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営と〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を企図している。



図1：〈みずほ〉のマテリアリティ²

² 出典：みずほフィナンシャルグループ ウェブサイト
<https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/mizuhocsr/management/focus.html>

〈みずほ〉は、持続可能な社会の実現には、経済・産業・テクノロジーの新たな基盤作り、そして国内外での取り組みの波及が欠かせないとしている。産業・環境への知見や国内外ネットワークといった〈みずほ〉の強みをいかして産業構造転換やテクノロジー実用化への取り組みを強化し、社会全体でサステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）への取り組みに必要な資金の流れを生み出すとともに、トランジション（持続可能な社会への移行）に挑戦する顧客への資金供給体制の構築にも注力し、社会・顧客とともに成長を目指すとしている。

また、〈みずほ〉は、実体経済のネットゼロ移行に向けて、地域や業種によって異なる移行経路を踏まえて、顧客の気候変動対策・脱炭素社会への移行を支援するという金融機関が果たすべき役割の重要性を認識している。金融機関としての役割を果たすため、〈みずほ〉は、エンゲージメントを通じて、顧客に移行戦略の策定を求め、戦略の実行状況を確認するとともに、その実行を促進するためのサポートを行うとしている。

〈みずほ〉は金融仲介機能を発揮し、環境・社会課題解決に向けた資金の流れを作り出ししていくため、2019年度～2030年度累計でのサステナブルファイナンス目標を100兆円、そのうち環境・気候変動対応ファイナンス目標を50兆円に設定しており、グリーン・トランジション資金やテクノロジー実用化を支援するリスクマネーを積極的に供給する方針である。

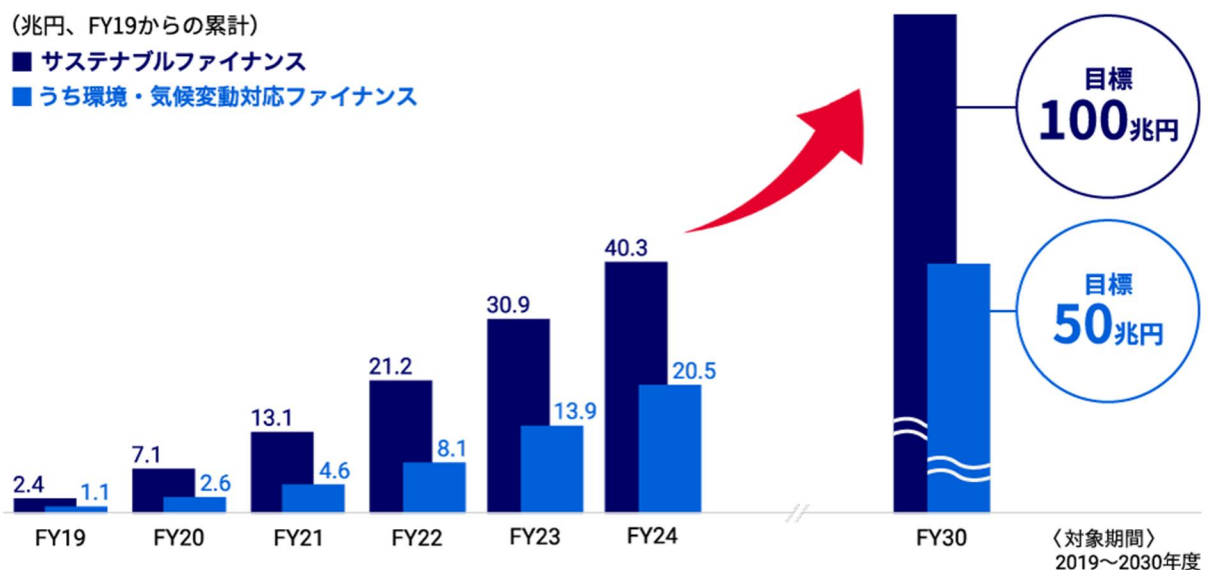


図2：〈みずほ〉のサステナブルファイナンス目標³

さらに、国内外でインパクトファイナンスへの機運が高まっているなか、〈みずほ〉は将来の社会・経済構造転換の促進に向けてインパクト市場の牽引を目指し、2024年5月「インパクトビジネスの羅針盤」を公表した。〈みずほ〉は社会や環境に対するポジティブ・ネガティブ双方のインパクトをビジネス上の意思決定の重要な要素と捉え、インパクトの創出に向けた明確な意図と計画をもって、ステークホルダーと協働しサステナブルな社会の実現に貢献していく方針である。

³ 出典：みずほフィナンシャルグループウェブサイト
<https://www.mizuho-fg.co.jp/sx/capability/index.html>

2. 削減貢献量に係る国内外の動向

2050年カーボンニュートラルの実現には、企業自らの温室効果ガス（GHG）排出削減を加速させるだけでなく、自社の製品やサービスを通じて社会全体の脱炭素化に貢献することも不可欠である。この貢献度を定量的に示す指標の一つとして、「削減貢献量」が国際的に注目されている。

削減貢献量とは、当該製品・サービス（以下、削減貢献ソリューション）が無かった場合に使用されるであろう別の製品・サービス（以下、ベースライン）を自社の削減貢献ソリューションで代替した結果、サプライチェーン上で回避されるライフサイクルの GHG 排出量であり、自社の削減貢献ソリューションを通じて社会全体の気候変動の緩和に貢献するインパクトを定量化したものとされる。

削減貢献量の概念は、これまでも国内外でその定義や算定及び開示方法について検討されてきた。例えば、2013年には持続可能な開発のための経済人会議（WBCSD）と International Council of Chemical Associations（ICCA）が化学業界における削減貢献量の考え方や算出方法を提示した。また、2019年には世界資源研究所（WRI）が削減貢献量についての見解を発表し、国内でも2018年に経済産業省が「温室効果ガス削減貢献量定量化ガイドライン」を公表している。しかしながら、その意義や活用方法、業界別の算定方法等について国際的に統一された見解はなく、削減貢献量の普及には至っていなかった。

このような中、WBCSD は企業の脱炭素ソリューションによるインパクトを一貫して評価・算定する枠組みを提供し、削減貢献量の国際的な標準化の基礎を築くことを目的として、2022年にワーキング・グループを設立、2023年にガイダンスの初版を公表した。国内においても、GX リーグの GX 経営推進ワーキング・グループが、企業や金融機関等の幅広いステークホルダーの参加のもと、「気候関連の機会における開示・評価の基本指針（GX リーグ基本指針）」を2023年に取りまとめ、削減貢献量の考え方を含めた気候関連の機会の開示・評価に係る基本的な考え方を示した。2023年に開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合の共同声明においては削減貢献量の重要性が共有され、これらの国際的な潮流や国内外の指針に基づき、企業による開示の取り組みが進み始めている。

3. 本フレームワークの概要

3-1. 本フレームワーク策定の目的

みずほ銀行は、企業の削減貢献量に係る取り組みの拡大を後押し、削減貢献量に係る開示のさらなる普及に貢献することを目的に、「Mizuho 削減貢献量インパクトファイナンス」を開発し、本商品に係るフレームワークを作成した。

〈みずほ〉は、「インパクトビジネスの羅針盤」において、顧客とともに、インパクトと収益の創出の好循環を実現し、社会課題の解決と企業価値の向上を実現することを目指す姿として掲げている。〈みずほ〉は金融業界で先駆的に削減貢献量に着目し、2024年10月には『〈みずほ〉削減貢献量フォーカスレポート』を公表の上、削減貢献量の普及に向けた取り組みを進めている。〈みずほ〉は、削減貢献量に関連したサステナブルファイナンスやコンサルティング、自社の気候関連開示等で独自性のある取り組みを実施しており、今後も削減貢献量に関するこれまでの実績や専門的な知見、グループ内の経営資源を活用し、多様なステークホルダーと協力しながら、世界における削減貢献量の更なる普及・促進や削減貢献量を活用した金融・非金融ソリューションの拡大に取り組んでいくとし、本商品はその活動の一環として実施されている。

前述の GX リーグ基本指針では、カーボンニュートラル実現に向けて、企業には社会全体の排出削減に貢献しうる製品・サービスの供給が求められており、その促進のためには企業が自らの取り組みを開示し、金融機関等がその開示情報を評価に活用、そして必要な資金が当該企業や取り組みに供給される仕組みの構築が不可欠としている。〈みずほ〉は、本商品を通じた企業の取り組みの支援によって、企業の削減貢献量に係る開示の取り組みの拡大というポジティブインパクトを創出することを企図している。

3-2. 本商品の概要

本ファイナンスは、WBCSD ガイダンスや GX リーグ基本指針等、削減貢献量に係る国内外の指針やガイダンスを参照の上、みずほリサーチ&テクノロジーズが開発した評価モデルを用いた評価を実施し、一定以上のスコアを満たした企業に対して融資を行うものである。みずほ銀行は、モニタリング・エンゲージメントを通じて、企業のスコアの改善や維持に向けた助言も行う。

気候変動は、さまざまな経済・社会的課題とも密接に結びついており、中長期的な視点での対応が必要な重要課題であると認識している。〈みずほ〉は、総合金融グループとして、企業等のステークホルダーとの対話やコンサルティング機能を発揮し、脱炭素社会への移行に向けて気候変動への対応に積極的に取り組んでいる。その一環として開発した本商品は、削減貢献量に着目して企業の気候関連機会への取り組みを評価し、積極的に取り組む企業に対し、資金調達や助言を行いさらなる取り組みを促進するものである。

本商品における評価モデルは、みずほリサーチ&テクノロジーズがこれまで官公庁や民間企業向けのリサーチやコンサルティング業務を通じて培った知見を反映したもので、みずほ銀行の所管部は本評価モデルに従って対象企業の削減貢献量に係る開示状況の評価及びスコアリングを行う。スコアは「AA」、「A」、「B」、「C」、「D」の 5 段階で「A」以上の評価を取得した企業に対して、本フレームワークに基づく融資を実行することが可能となる。

3-3. 評価手法の概要

本商品の評価モデルにおける、評価領域及び項目は表 1 のとおりである。評価項目は削減貢献量を開示するにあたっての前提である自社の GHG 排出量削減（スコープ 1, 2, 3）の取り組みと、削減貢献量に係る取り組みの 2 つの観点から構成されている。モデルの構築に当たっては、WBCSD ガイダンスにおける「原則」「削減貢献量の位置づけ」「正当性確保のための 3 つのゲート」、GX リーグ基本指針における「削減貢献量に係る推奨開示内容」等が参照されている。

表 1：評価領域及び項目⁴

評価領域・項目	
領域	評価項目
ネガチェック	ソリューションの適格性
	負の影響の確認
	GHG インベントリとの明確な区別

⁴ 出典：本フレームワーク

企業経営者のコミットメント	1	SBT 認定／コミット状況
	2	GHG 排出量に関する環境中長期ビジョン策定内容 (総量目標での 2030 年・2050 年ビジョン)
	3	GHG 排出量に関する環境中長期ビジョン策定内容 (1.5℃目標・2℃目標の有無)
	4	スコープ 3 目標の有無
GHG 排出量の開示および実績	5	GHG 排出量 (スコープ 1+2)
	6	GHG 排出量 (スコープ 3)
削減貢献量の開示 および目標設定	7	重大なネガティブインパクトの緩和・管理の開示
	8	削減貢献量の開示状況
	9	削減貢献ソリューションの開示状況
	10	削減貢献量のベースラインの開示状況
	11	削減貢献量の目標設定状況

3-4. 評価体制及び手順

みずほ銀行は本フレームワークに基づいたファイナンス実施に際し、以下の評価体制を確立した。

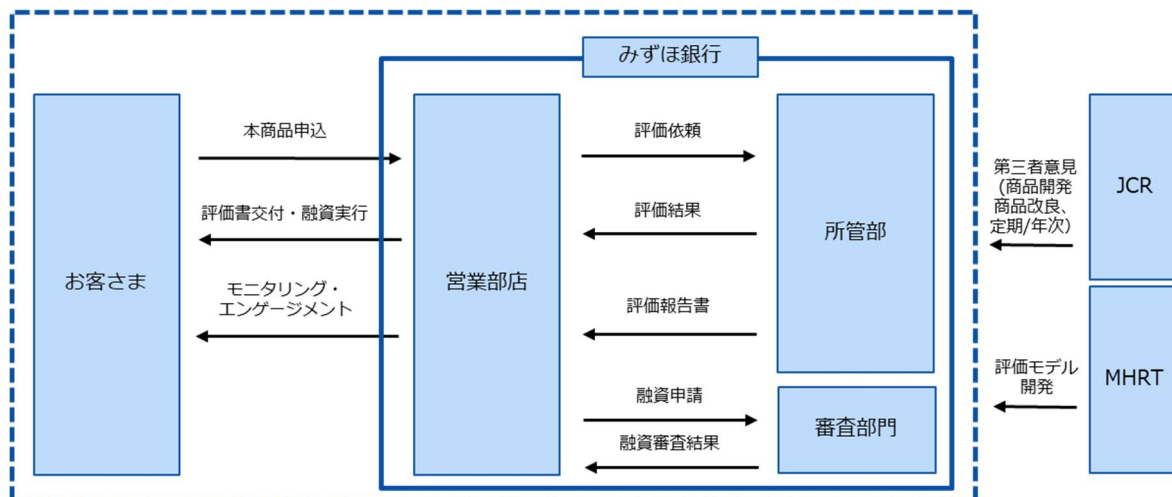


図 3：本フレームワークに係る評価体制⁵

みずほ銀行の営業部がみずほ銀行の評価担当（所管部）に初期サーベイの依頼を行った後、みずほ銀行の所管部は、あらかじめ定めた評価領域・評価項目の基準に従って評価を行い、対象企業の初期サーベイに係る結果を営業部に回答する。みずほ銀行の所管部から初期サーベイに係る結果を受領した営業部は、評価結果が「A」以上⁶の場合、正式に対象企業に対して本商品を提案することが可能とな

⁵ 出典：本フレームワーク

⁶ 評価結果が「A」に満たない場合においても、みずほ銀行の所管部は各営業部に対して初期サーベイの結果及びそのポイントを回答する。当該回答を受領した営業部は、対象企業に係る初期サーベイの結果及びそのポイントを確認した上で、対象企業のニーズや取り組み状況に応じて、今後の環境配慮に関する取り組み方針等について対話・戦略策定や開示等に関する支援を行いつつ、継続的に状況をフォローする。その後、対象企業の環境配慮に関する取り組みの進捗に応じて、再度初期サーベイを実施することを想定している。

る。

みずほ銀行の営業部店は、対象企業から本商品による資金調達の要請を受けた後、みずほ銀行の所管部に対して正式に評価を依頼する。その後、みずほ銀行の所管部は所定の評価手順に従って評価を行う。評価結果が「A」以上の場合に限り、評価書を踏まえた上で、みずほ銀行の所管部、審査部及び営業部店の判断にて融資を実行する。融資の実行に際しては、評価書を対象企業に提供し、評価結果に係るフィードバックを実施する。

その後、みずほ銀行は、評価を行った企業に対して、その取り組みの進展を確認するために、原則、年次でモニタリングを行い、その結果を営業部店が対象企業に対して説明を行うこととしている。モニタリングに際しては、みずほ銀行所管部が開示情報をもとに評価の見直しを行い、評価報告書を作成する。営業部店は評価報告書に基づいて対象企業に評価結果を還元し、企業の削減貢献量関連の取り組みを進展させるべくエンゲージメントを実施するとしている。

評価については独立性を担保するために、みずほ銀行の所管部が実施し、みずほ銀行の所管部以外の部署が評価に関与することはない。また、実施プロセスについて、みずほ銀行では所管部署における所掌分野を明確にし、行内のマニュアルを整備している。

II. 適合性評価

JCR は本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る 4 つの要素との適合性を確認した。

表 2：インパクトファイナンスの定義⁷

「インパクトファイナンス」とは、次の①～④の要素すべてを満たすものをいう。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

要素①

投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか

みずほ銀行は、企業の削減貢献量に係る取り組みの拡大を後押し、削減貢献量に係る開示のさらなる普及に貢献することを目的に、本フレームワークを策定した。企業における既存の取り組み・情報開示の状況について評価するとともに、評価に基づく企業へのフィードバック、年次のモニタリング、エンゲージメントを行うことで、企業の削減貢献量に係る取り組みの推進に貢献することを目指している。

みずほ銀行は、GX リーグ基本指針の趣旨に賛同し、本商品を通じた企業の削減貢献量に係る開示の取り組みの支援と、その開示状況の評価に基づく資金供給により、同指針の目的である「GX に取り組むあらゆる企業の機会が適切に評価される仕組みを構築すること」に貢献することを企図している。

なお、対象企業のサステナビリティ全般に関する重大なネガティブなインパクトについては、評価対象企業に対してヒアリングを行い、評価時点においてネガティブインパクトが発生していないこと、発生している場合は適切な緩和・管理がなされていることを確認した上で融資を行う。また、本商品のネガティブスクリーニング項目として、対象企業の排出量（GHG インベントリ）と削減貢献量を明確に区別することや、削減貢献量の対象となるソリューションに化石燃料の探査、抽出、採掘、生産、流通、販売に関するものが含まれていないこと⁸、気候変動以外の社会・環境課題に与える重大なネガティブインパクトの確認・特定及び軽減措置が講じられていること等、WBCSD ガイドラインや GX リーグ基本指針等が求める削減貢献量に係る最低限の要件が満たされていることを求めている。

⁷ 出典：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」より JCR 作成

⁸ 但し化石燃料のうち、経済産業省の分野別技術ロードマップでカーボンニュートラルに向けた低炭素技術として示される天然ガスに関する技術については許容するものとする。

要素②

インパクトの評価及びモニタリングを行うものか

みずほ銀行は、本フレームワークに定める手法及び基準に基づき、企業の削減貢献量に係る開示状況について評価を付与する。本商品は、一定以上の評価が付与された企業に対して融資を行う金融商品となっている。

みずほ銀行は、WBCSD ガイドラインの考え方や GX リーグ基本指針が推奨する開示項目を参照の上、評価手法を定め、GX リーグ基本指針の推奨する開示内容（「対象商品」「適格性」「算定方法」「定量結果」「当該製品・サービスの供給/利用に伴い想定される悪影響」「その他」）に対する既存の開示状況の充足度を評価する。

モニタリングとしては、原則、年次で実施され、開示情報をもとに評価の見直しを行い、評価報告書が作成される。みずほ銀行は評価報告書に基づいて対象企業に評価結果を還元することを予定している。

本商品の評価は、企業の削減貢献量に係る開示の取り組みは黎明期にあること、及び国内企業の開示状況に係る現状を鑑み、削減貢献量の定量値を開示しているか否か（表 1 評価項目 8）に重きを置いたものとなっており、融資実行時において GX リーグ基本指針等が求める開示推奨事項を網羅していることを求めている。開示の取り組みを開始したばかりの企業を本商品の融資対象に含め、融資期間を通じたエンゲージメントによって企業の継続的な取り組みをモニタリング・評価し、支援する仕組みとなっている。なお、評価手法や項目については、国内企業の開示に係る取り組みの進展や、みずほ銀行における知見の蓄積状況等を踏まえ、必要に応じて見直し、商品改定を行うことを予定しており、本プロセスを通じて評価手法・体制が高度化されていくことを、JCR は確認している。

要素③

インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか

インパクトの評価結果について、みずほ銀行は、融資実行時に評価書を提供の上でフィードバックを行うとともに、年次のモニタリング結果を評価報告書として対象企業に還元する予定である。

モニタリング結果について、対象となる融資の返済期限到来まで、本フレームワークに基づいたファイナンスによって発現したインパクトについて、年 1 回ウェブサイトで公表を行う予定である。主な開示項目は、以下のとおりである。

- ・ファイナンスの組成件数
- ・融資を行った企業の全体的な傾向（件数を含む）
- ・取り組みの進捗状況の推移

以上より、本フレームワークにおけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示について、適切な情報開示内容及び開示先が想定されている。

要素④

中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか

みずほ銀行は、通常の貸出業務と同様、貸出審査により適切にリスク判断を行いつつ、当該金融商品による貸出収益を見込んでいる。その上で、当該金融商品単体での取引にとどまらず、当該金融商品に係る提案・組成・モニタリングの各過程を通じて、取引先企業のサステナビリティ戦略を理解し、リレーション強化を図ることで、中長期的にリターンを確保していく。

以上より、本フレームワークはみずほ銀行にとって、中長期的な視点に基づいて適切なリスク・リターンを確保する機会を提供するものである。

III. 結論

JCR は、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

(担当) 菊池 理恵子・稲村 友彦

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該インパクトファイナンスがもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、インパクトファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本インパクトファイナンス事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるインパクトファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したインパクトファイナンスに係るスキームの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：インパクトファイナンスを実施する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル